



中小企業のベストパートナー

千葉県信用保証協会

千葉県制度融資創業資金

スタートアップ創出促進保証制度



保証人なしでも大丈夫！

夢にリスクはいらない

運転資金

設備資金

経営者保証不要 の保証制度で不安解消

失敗時のリスクが大きいため起業をためらう起業関心層のうち、
およそ8割が「借金や個人保証を抱えること」を懸念しています。

こうした懸念を取り除き、創業機運の醸成を促すべく経営者保証不要としました。

起業のハードルを

グッと下げる保証制度！

保証料率
0.6%

創業予定
または創業後
5年未満





千葉県制度融資創業資金 スタートアップ創出促進保証制度概要



挑戦したい気持ちを応援！保証なしで安心のスタートアップ

ご利用 いただける方	会社を設立して創業を予定している方または創業後5年未満の中小企業の会社
保証限度額	3,500万円(運転資金2,500万円) ※税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要になります。
資金使途	運転資金および設備資金
保証期間	運転資金5年以内／設備資金7年以内 ※ともに据置1年以内
返済方法	分割返済
貸付利率	3年以下 1.2% 3年～5年以下 1.4% 5年～7年以下 1.6%
保証料率	0.6% (創業計画実施サポート割引との併用はできません) ※通常保証率(1.0%)より 0.4% を割引(千葉県と千葉県信用保証協会で負担)いたします。
保証割合	100%保証
保証人	不要
担保	不要
送付書類	・所定の申込書の他、創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用) ・都道府県民税納税証明書等
ガバナンス 体制の確認	原則として会社設立から3年目および5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を金融機関に提出してください。
以下につきましてはお問い合わせください	
申込受付期間	最寄りの取扱金融機関
県制度融資の 内容	千葉県商工労働部経営支援課 ☎043-223-2707

